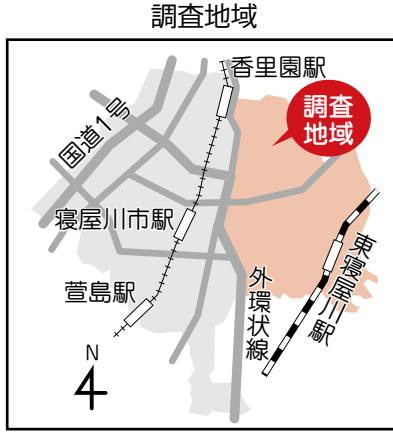


# 市からのお知らせ

## 漏水防止調査を行います

水道管の漏水を早期発見し、修繕するための調査です。  
 ▽期間 9月初旬～平成31年2月下旬

▽調査時間帯 午前9時～午後5時  
 (平日の夜間、土日曜日、祝日を除く)  
 ▽調査地域 成田町ほか市内東部・南東部地域46町



※調査は、受託業者が行い、市上下水道局の腕章と身分証明書を携帯しています。

### 水道事業課

## 住宅・土地統計調査

10月1日(月)を調査期日として、5年に1度の住宅・土地統計調査が行われます。

対象となる世帯には調査員が訪問し、調査票などを配布しますので協

力をお願いします。  
 ▽配布期間 9月初旬～下旬  
 ▽回収期間 10月初旬～中旬  
 調査内容は、法律により統計以外の目的に使用することは固く禁じられています。  
 総務課(統計担当)

# 市政

## ねやがわ発「出前講座」

市民の皆さんが知りたい・聞きたい・学びたい内容を市職員が会場に行って話をし、ねやがわ発「出前講座」を行っています。

▽日時 市の休業日を除く午前10時～午後9時(そのほかの日は担当課と調整が必要)

▽場所 市内の会場を申込者が用意  
 ▽主なメニュー 下の表のとおり  
 ▽対象 市内在住・在職・在学の10人以上で構成する団体など  
 ▽メニューの配布 市民情報コーナー、各ステーション、堀溝サービス窓口、各市立コミュニティセンター、市立ふれあいプラザ香里又は市ホームページ「広報広聴課」

※政治・宗教・営利を目的とした催しや申し込んだ団体などの外部から集客を行うなど出前講座の趣旨にそぐわないときは、利用できません。

### 申込

開催予定日の20日前までに直接又は市ホームページ「電子申請システム」で担当課

講座内容：担当課、出前講座：

平成30年度 新メニュー

講座名	担当課
市公式アプリ「もっと寝屋川」アプリを使いこなそう!	広報広聴課(広報担当)
がん検診を受けましょう	健康推進室(健康づくり担当)
あなたのまちの民生委員・児童委員	福祉総務課(民生委員担当)

平成29年度 人気メニュートップ10

講座名	担当課
悪質商法に気をつけて	消費生活センター
地域ではじめる健康づくり	健康推進室
交通安全教室(自転車講習編)	道路交通課(交通担当)
生活(暮らし)に役立つ「4(ヨン)R(アール)」	環境総務課
みんなで介護予防	高齢介護室(地域支援事業総合事業準備担当)
ねやがわ市の「ごみの現状と減量化の取組」	環境総務課
血管老化のその先は? ~あなたの腎臓を守るために~	健康推進室
社会全体で支える介護保険制度について	高齢介護室(給付認定担当)
高齢者の在宅生活の支援について	高齢介護室(地域支援事業総合事業準備担当)
考えよう!!みんなの防災!!	危機管理室

※全57メニューあります。そのほかのメニューは問い合わせてください。

委員会など

# 傍聴できます

総合計画策定に係る  
市民ワークショップ

▽日時 9月15日(土)午前10時～午後0時30分(受付は午前9時30分から)

▽場所 市役所本庁2階第1会

議室

# 福祉のまちづくり委員会

▽日時 9月29日(土)午前9時30分(受付は午前9時から)

▽場所 市立保健福祉センター5階 多目的ホール

申込 当日直接  
福祉総務課

広報広聴課(広聴担当)

**日曜法律相談第4日曜日**

予約は、前の週の月曜日(月曜日が祝日のときは翌日)の午前9時から電話(☎824・1155)又は

アプリで受け付けます(申込順)。  
 ※平日の法律相談は、1週間前の同じ曜日から予約できます。受付開始日が祝日・振替休日のときはその翌日から受付します。

広報広聴課(広聴担当)

**市役所日曜窓口**  
(第4日曜日) **9月23日**

**△業務実施窓口▽**

市民課、保険事業室、納税課です。  
※取り扱いができない業務もありますので、事前に担当課に確認してください。

各担当課又は企画政策課

**手 続 き**

**マイナンバーカード申請の出張受付**

マイナンバー(個人番号)カードをより多くの市民の皆さんに活用してもらうため、出張受付を行います。出張受付では、申請に必要な顔写真の無料撮影、記入の補助などを行います。

**出張受付場所**

日程	場所	時間
9月	5日~7日	RELATTO(リラット)
	8日(土)	ビバモール寝屋川
	27日(木)	香里南之町西自治会 集会所(クリーク)
10月	3日~5日	市役所 (本庁2階第1会議室)

※会場の都合上、受付の制限を行うことがあります。

います。

ぜひ、この機会に申請してください。

▽日時・場所 左上の表のとおり

▽必要書類 本人確認書類(運転免許証・パスポート・障害者手帳・健康保険被保険者証など)、通知カード、認印(あると手続きがスムーズです)

※必ず本人が来てください。15歳未満の人が申請するときは、法定代理人が同行してください。

市市民課(住基・印鑑担当)

**くらしの情報**

**食用油の回収**

9月28日(金)午後1時~3時、市立消費生活センター。

※業務用・未使用油は回収しません。

市消費生活協会・前田(☎82・1997)

**募集情報**

**アルバイト名簿登録者募集**

▽募集職種 ①保育士②幼稚園教員③保健師④児童指導員⑤給食調理員⑥看護師(准看護師を含む)⑦事務補助など

※(1)登録者の中から必要に応じて求人案内を行います(必ず採用されるとは限りません)(2)①②③⑥は、資格・免許を持っている人に限ります。  
申込・回 履歴書(写真を貼る)、

免許証などの写しを直接窓口又は郵送で人事室(〒572-8555本町1番1号)

**保育所アルバイト職員登録者募集**

▽募集職種 ①保育士②延長保育士③給食調理員(資格不要)

▽勤務日時 ①月~土曜日午前8時45分~午後5時15分(週38時間45分)②月~土曜日の午前7時15分~午後7時15分(ハローテーションにより5時間程度の勤務、シフト制(応相談)③月~金曜日8時45分~午後5時15分・土曜日午前9時~正午

▽日給 ①1万円③7950円  
▽時給 ②資格あり:1330円、資格なし:1250円

申込 履歴書・免許証などの写しを直接窓口又は郵送で人事室(〒572-8555本町1番1号)

※登録後に面接を行い、採用者を決めます。

回 保育課

**寝屋川リーダーズ中高生クラブ参加者募集**

学校や学年の枠を越えた中高生が集まり、同じ目的をもって交流・活動をします。同世代のネットワークを広げ、一緒に活動してみませんか。社会体験・ボランティア活動・地域活動を通して、自主性・協調性や責任感を育て、幅広い知識や豊かな感性を養います。

▽活動内容 下の表のとおり

**平成30年度 寝屋川リーダーズ中高生クラブ活動内容(予定)**

プログラム	内 容
未就学児とのふれあい	未就学児との触れ合い方や、交流をするための準備及び一緒に体操や手遊びなど、身体を動かし交流を図る。
福祉体験	障害とはどのようなものがあり、生活にどのように影響するのか学ぶ。また、レクリエーションなどを通じ交流する。
農業体験	5月に植えたサツマイモの収穫。利用者の誘導などのボランティア。
小・中・高・ユース合同プログラム	①防災キャンパ(仮)
	②雪山活動

▽対象 市内在住・在学の中学生・高校生及び15歳~18歳の人

▽参加費 無料(実費が必要な活動があります)

申込・回 青少年課

**市立幼稚園・小・中学校講師など登録者募集**

▽募集職種 ①小・中学校講師②小・中学校養護助教諭③学校栄養職員④学校事務職員⑤幼稚園臨時職員(教員・養護教員)

申込・回 履歴書、当該免許状(④は除く)の写しを直接窓口又は郵送で学務課(〒572-8555本町1番1号)  
※特に幼稚園臨時職員、小・中学校

(英語・保健体育)の講師登録者を求めます。採用は、登録後、学校園に欠員が生じ次第、必要に応じて連絡します。

**外部監査人候補者の募集**

平成31年4月からの中核市への移行に伴い導入する外部監査の外部監査人の候補者を募集します。

▽対象・募集人数 公認会計士又は弁護士(予定者含む) 1人

▽選考方法 書類審査及び面接(面接日程は個別にお知らせします)

申込 申込書などを①直接:9月14日(金)までの午前9時~午後5時30分(土・日曜日、祝日を除く)、又は②郵送:9月14日(金) 必着

〒までに企画政策課(〒572-8555 5本町1番1号)

※詳しくは、市ホームページ「企画政策課」で確認してください。

☎ 企画政策課

**市立工スポール指定管理者・選定委員募集**

△指定管理者の募集▽

▽募集要項配布期間 9月3日~10日の午前9時~午後5時(土・日曜日は除く)

▽申請期間 9月25日~10月2日の午前9時~午後5時(土・日曜日は除く)

※詳しくは募集要項(社会教育課で配布、又は市ホームページ「社会教育課」からダウンロードできます)を見てください。

△指定管理者選定委員の募集▽  
選定委員会で意見交換を行う選定委員を募集します。

▽対象 市内在住の20歳以上で10月~11月の平日午前中又は昼間の会議(2~3回程度)に出席できる人1人(指定管理者申請団体の関係者及び市・府民税などを滞納している人、他の審議会などの委員に応募している人は不可)

▽報酬 1回9,000円(税込)

申込 9月3日~10日の午前9時~午後5時(土・日曜日は除く)に申込書・同意書・誓約書を持参又はFAXで社会教育課

※詳しくは市ホームページ「社会教育課」を見てください。

☎ 社会教育課(☎813-0076)

**環境・まちづくり**

**9月20日~26日  
動物愛護週間**

人と動物が共に幸せに暮らすために、飼い主には、いろいろな責任が生じます。

△最後まで大切に飼いまししょう▽  
「飼いたい」という思いだけで動物を飼うのはやめ、家族の生活習慣や住環境に合った動物を選び、「最後まで深い愛情と責任を持って飼う」という強い自覚が必要です。

△近所に迷惑をかけない▽  
市は、「美しいまちづくり条例」で、散歩時の犬などのふんの放置、犬の

放し飼いを禁止しています。  
△絶対に動物を捨ててはいけません▽  
犬や猫などの愛護動物を捨てる

**ごみ減量・プロジェクト**

~1万トン減らそう未来のために!!~

市では、平成29年度~31年度で平成27年度比、焼却ごみを1万トン減らすことを目標にいろいろな取り組みを行っています。

皆さんの協力よろしくお願いします。

**ごみ焼却処理状況**

(平成30年4月~7月)

前年度 同期間	平成30年度
18,798トン	20,056トン

1,258<sup>ト</sup>増加

平成30年度 削減目標(約4,000トン)まで、あと5,258トン

※最新の情報は、右のQRコードから読み取ってください。



☎ 環境総務課(☎824・0911)

**空き家除却補助金**

関係団体と協力して、寝屋川市駅周辺の店舗などを戸別訪問します。  
☎ まちづくり指導課

市内の利用目的のない空き家、管理不全の空き家などの除却を支援することにより、住環境の改善及び新たな土地利用の促進を図り、定住を促すことを目的とする空き家の除却費の一部を補助します。

▽対象 次の条件に当てはまる1年以上空き家の木造住宅  
○著しく倒壊などするおそれがあるもの  
○除却後、新たな土地利用が図られるもの

△補助対象経費及び補助金額▽

**9月1日~9月10日  
屋外広告物適正化旬間**

9月5日(水)、屋外広告物に関する関係法令の周知及び屋外広告物の適正な維持管理を啓発するため、

環境保全課

○遺棄:100万円以下の罰金

○虐待△給餌(きゅうじ)、給水をやめて衰弱させるなど▽:100万円以下の罰金

○愛護動物のみだりな殺傷:2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

○放し飼いを禁止しています。

△絶対に動物を捨ててはいけません▽

犬や猫などの愛護動物を捨てる





○除却工事費の80%以内、上限50万円(市内業者の除去工事に限る)

※①申し込み多数により予算額を超えるときは、補助金の交付を受けられないことがあります②詳しくは、市ホームページ「都市計画室」を見てください。

申込・圃 平成31年2月28日(木)までに必要書類を持って都市計画室

### 相談

#### NPO何でも相談

9月19日(水)午後2時～4時、市立市民活動センター、NPO法人の設立手続きや会計処理など、定員4団体(申込順)。



#### (仮称)手と手で心をつなぐ 手話言語条例の実施

市では、手話は言語であるとの認識に基づき、全ての市民が手話への理解を深め、共に支え合う地域社会を目指すことを目的に条例を制定します。

この素案について、皆さんの意見を募集し、提出された意見のあらましと、意見についての市の考え方を公表します。

申込・圃 開催の3日前までに直接窓口又は電話で市立市民活動センター(☎812・1116)

#### パソコントラブル相談

9月4日(火)午後2時～4時、市立市民活動センター、パソコン機器の故障・トラブル、定員10人(申込順)。パソコンを持ってきてください。

申込・圃 開催の3日前までに直接窓口又は電話で市立市民活動センター(☎812・1116)

#### 産業・事業者

#### 先端設備等導入計画の認定

「先端設備等導入計画」は、生産性

素案の詳しい内容は、障害福祉課、市民情報コーナー、各シティ・ステーション、堀溝サービス窓口、市立東駅前図書館又は市ホームページ「障害福祉課」で見ることができます。▽対象 ①市内在住・在職・在学の人②市内に事務所・事業所を持つ個人・法人など

申込 所定の用紙を直接窓口、郵送又はFAXで9月30日(日) 必着 Ⅱまでに障害福祉課(〒572-8533池田西町28番22号、FAX826・1860)

※①電話などによる意見は受け付けません②個々の意見に直接回答はしません。

向上特別措置法に位置付けられた計画で、中小企業及び小規模事業者などが、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るために策定するものです。

市が策定した「寝屋川市導入促進基本計画」に基づき、市内中小企業及び小規模事業者などが計画を策定し、市の認定を受けたときは、税制支援(固定資産税の軽減措置)や金融支援、補助金における優先採択などの優遇措置を活用することができ

ます。 ※申請方法など詳しくは、市ホームページ「産業振興室」を見てください。

圃 市立産業振興センター(☎828・0751)

#### 創業支援セミナー

創業・開業を考えている人や経営に悩んでいる人を対象に、ビジネスプランの構想・作成、販路開拓・資金調達の方法などのセミナーを開きます。

▽日時 ①9月19日:経営②10月3日:販路開拓③17日:人材育成④31日:財務、いずれも水曜日午後6時～8時

▽場所 市立産業振興センター  
▽対象 市内創業希望者、市内で創業して5年未満の人20人程度(申込順)

▽参加費 無料

申込・圃 9月18日(火)までに直接窓口、電話又はFAXで市立産業振興センター(☎828・0751、

FAX839・4343)

#### 出張マザーズコーナー

子育て中の人を対象にハローワークのスタッフによる就労相談を行います。

9月14日・28日、いずれも金曜日 午前9時30分～午後0時40分(1人40分程度)、市立産業振興センター4階第3セミナー室。

※完全個室、対面相談、相談無料、子ども連れ可・キッズスペースがあります。

申込・圃 開催日の前々日までに直接又は電話で市立産業振興センター(☎828・0751)

#### 笑顔わくわく商品券 取扱店を募集

市内商業の活性化のため、市内の加盟店で買い物などに利用できる10パーセントプレミアム付商品券「笑顔わくわく商品券」を発行します。

市内に店舗があれば、市商業団体連合会に加盟していただくことも、商品券の取扱店になることができます。

▽使用有効期間 10月27日～平成31年1月31日

▽販売形式 1セット5000円(500円券×11枚)

申込・圃 9月3日～28日(土・日曜日、祝日を除く)の午前10時～午後4時に市商業団体連合会事務局(市立産業振興センター内☎829・7018)





防 災

家庭用防災用品購入補助金の申請が終了しました

9月28日(金)に家庭用防災用品購入補助金の申請の受付を終了します。指定品目へ防災セット(単品購入は補助対象外)▽、地震対策用品を市内の事業所で購入し、補助金の申請手続きをしてください。

▽補助金額 購入費の2分の1(上限1万円、100円未満切り捨て)  
※補助対象商品など詳しくは、市ホームページ「危機管理室」又は問い合わせてください。

△購入期間の開始日の変更▽  
平成30年6月18日(大阪府北部地

震)から購入されたものに対して補助できるようになりました。

☎ 危機管理室 (☎824・1550)

880万人訓練

―地震が起きたら、まず身を守る―

9月5日(水)午前11時にエリアメールや緊急速報メールサービスを利用して訓練用の緊急地震速報が皆さんの携帯電話に一齐に配信されます。地震が発生したときにどのような行動を取るかなど、改めて確認しましょう。

☎ 府民お問合せセンター (☎06・6910・8001) 又は市危機管理室

大阪府北部を震源とする地震による被害状況などについて

市ホームページ「危機管理室」に大阪府北部地震の被害状況など、まとめた情報を掲載しています。  
☎ 危機管理室

枚方寝屋川消防組合からのお知らせ

△9月9日は「救急の日」▽

9月9日～15日を「救急医療週間」として、市民の皆さんに認識を深めてもらうことを目的に救急イベントを開きます。

9月9日(日) 午前11時30分～午後1時30分、くずはモール(枚方市楠葉花園町)、胸骨圧迫を中心とした蘇生手技やAEDを体験。

☎ 枚方寝屋川消防組合救急課 (☎852・9918)

△普通救命講習会▽

9月22日(土) 午後1時～4時、枚方東消防署(枚方市津田北町)、AEDの使用手法や心肺蘇生法などの知識と技術を習得、寝屋川市・枚方市に在住・在職・在学の人30人(申込順)、受講無料。

申込・☎ 9月11日～14日の午前9時～午後5時に電話で枚方東消防署警備課まで (☎852・9999)

※  
①車での来場は控えてください②詳しくは枚方寝屋川消防組合のホームページを見てください。

交通安全

9月21日～30日 秋の全国交通安全運動

正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図ること

を目的に市内4駅前などで街頭啓発活動を行います。

9月21日(金) 午前8時、寝屋川市駅東側(デッキ下)で、犬塚あさなさん(元SK E48) Ⅱ写真Ⅱを1日警察署長として迎え、交通安全広報活動を行います。



△自転車事故防止▽

○自転車損害賠償保険などへの加入を義務付けています。自転車保険に加入しましょう。

○幼児を自転車の幼児用座席に乗せるときは、ヘルメットを着用させましょう。

△シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底▽

○助手席や後部座席の同乗者にも着用を徹底しましょう。

△飲酒運転の根絶▽

○家族だけでなく友人・来客などにも呼びかけましょう。

△二輪車の交通事故防止▽

○スピードは控えめに、交差点では安全確認を確実にしましょう。

△教習所1日開放

ワンデースクール▽

9月23日(祝) 午前10時～午後3時、香里自動車教習所(木屋町)。  
☎ 道路交通課

秋の交通安全運転講習会日程

日程	場所
9月3日(月)	府営寝屋川打上住宅 B-4棟集会所(梅が丘一丁目)
4日(火)	東北コミュニティセンター
5日(水)	南コミュニティセンター
6日(木)	エスポアール
7日(金)	東障害福祉センター
11日(火)	西南コミュニティセンター
12日(水)	西北コミュニティセンター
13日(木)	東コミュニティセンター
14日(金)	寝屋川ドライビングスクール(寝屋南一丁目)
23日(日)	香里自動車教習所(木屋町)

※①いずれも午後7時(23日は午前10時)からです②会場には駐車場がありません。車での来場は控えてください。



## 秋の交通安全運転講習会

9月21日(金)からの「秋の全国交通安全運動」を前に「交通安全運転講習会」を行います(日程は18ページの表のとおり)。

### 市内での交通事故

発生件数は5月末現在で416件(前年比マイナス27件)、事故死者数0人(前年比マイナス2人)と昨年より減少しています。

更なる交通安全意識の向上のため、皆さんの参加をお願いします。

☎ 寝屋川警察署交通課(0823-1234) 又は市道路交通課

### 運転免許証の自主返納制度

高齢運転者による交通事故は身体機能の低下が原因とされています。

運転に自信がなくなった人、家族や医師に運転を心配されている人は、運転免許証の自主返納を考えてみませんか。

返納した人は、生涯身分証明書として使用できる「運転経歴証明書」の申請・交付を受けることができます。申請・交付手数料1100円が必要です(手続きは寝屋川警察署)。

※特典の内容は大阪府交通対策協議会及び市ホームページ「道路交通課」を見てください。

### 道路交通課



## 税のお知らせ

### 平成30年度税制改正

平成30年度税制改正による主な改正内容は、次のとおりです。

#### 市民税

平成33年度以降の個人の市民税について、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴い、非課税の範囲を見直します。また、前年の合計所得金額が2400万円を超える納税義務者の基礎控除について、控除額が通減・消失する仕組みを設けます。

#### 市たばこ税

10月1日(月)から、市たばこ税の税率を引き上げるとともに、「加熱式たばこ」の課税方式を「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式に見直します。

※詳しくは、市ホームページ「市民税課」を見てください。

#### 市民税課

### バイク・軽自動車などの廃車・名義変更の手続き

軽自動車税は、毎年4月1日現在車両の所有者として登録されている人に課税されます。

次に該当するときは、速やかに手続きをしてください。

## 9月市議会を開きます

9月市議会(定例会)の日程は、次のとおりです。時間はいずれも午前10時から。あなたも傍聴してみませんか。

- 9月3日(月) 本会議
- 4日(火) 厚生常任委員会  
建設水道常任委員会
- 5日(水) 総務常任委員会  
文教常任委員会
- 12日(水) ~ 14日(金) 本会議(一般質問)
- 19日(水) 厚生常任委員会協議会  
建設水道常任委員会協議会
- 20日(木) 総務常任委員会協議会  
文教常任委員会協議会
- 21日(金) 本会議

※日時は、議事の都合で変更することがあります。市役所1階ロビーのテレビで本会議を中継します。

☎ 議会事務局

①車両の解体や廃棄をした②盗難に遭った③車両を譲ったが、名義変更をしていない。

※市外へ転出し、引き続き車両を使用するときは、転出先の市町村などに登録変更の手続きが必要です。

#### 手続き・問合せ先

○125cc以下のバイク・小型特殊自動車: 市民税課

※手続きには、原動機付自転車標識交付証明書(申告済証)、ナンバープレート、所有者・使用者・届出者の各印鑑(スタンプ印不可)、手続きをする人の本人確認書類が必要です。郵送で廃車申告をすることもできます。詳しくは問い合わせてください。

○125ccを超えるバイク: 大阪運輸支局(高宮栄町)050・5540・2058)

○軽自動車: 軽自動車検査協会(高)

槻市大塚町四丁目 ☎ 050・3816・1841) 市民税課

### 「わがまち特例」による固定資産税の特例措置

市町村が固定資産税の特例割合を一定の範囲内で条例により定めることができる「地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)」が導入されています。

平成30年度税制改正により、新たにわがまち特例の対象となる特例措置が追加されたため、中小企業が取得した一定の先端設備について特例割合を0にするなど市税条例を改正しました。

※特例割合など詳しくは問い合わせてください。

### 固定資産税課

市からのお知らせ

安全・安心

税・保険・年金

健康・福祉

人権

子育て・教育

アウトドア・スポーツ

文化・交流

公共機関・団体  
市民情報ひろば





## 差し押さえ財産を インターネット公売

市税などの滞納のため差し押さえられた不動産や動産について、インターネット公売システムを利用して公売します。

▽出品するもの 建物付土地など  
▽受付期間 9月28日午後1時～10月15日午後11時  
▽入札期間 10月22日午後1時～10月24日午後11時（不動産は29日午後1時まで）

※①ヤフー官公庁オークションホームページで参加申し込みの上、入札してください。②滞納市税などが納付されたときには未実施・中止することもあります。

※詳しくは、市ホームページ「滞納債権整理回収室」を見てください。  
 図 滞納債権整理回収室

## 介護保険料を納めないでいると

介護サービスを利用するときに制限を受けることになります。

△1年以上の滞納（償還払い化）▽  
 利用したサービス費用を度全額自己負担することになります。後日、申請により保険給付分が払い戻されます。

△2年以上の滞納（給付減額）▽  
 サービスを利用するときの利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費なども受けられなくなります。  
 ※納期限から2年以上経過して納められなくなった保険料があり、滞納している保険料の納期限から1年以上経過したものは、介

護サービス費用の償還払い化と給付減額が同時に実施されます。  
 図 高齢介護室

## 市税の納め忘れに 注意してください

平成30年度固定資産税の第3期の納期限は、10月1日(月)です。

納期限が過ぎた市税には、督促手数料や延滞金が増算されます。納付相談もなく滞納になると財産の差し押さえなどの処分を受けることとなりますので、納期限までに納付してください。

図 納税課

## 各種保険・医療制度

### 国民健康保険料の納付が 困難なときはまず納付相談を

国民健康保険料の滞納が続くと、「短期被保険者証」が交付されます。

その後も滞納が続くと、「被保険者資格証明書」が交付され、医療機関で受診したときに一旦、治療費の全額を負担することになります。

特別な理由（火災や水害などの災害、世帯主などの病気による納付困難など）で納期限内に納付できないときは、相談してください。

平常業務のほかに、毎週木曜日午後8時まで（祝日を除く）と毎月第4日曜日午前9時から午後5時30分まで納付相談を実施しています。  
 図 保険事業室（納付担当）

## 電話勧誘

～いらないときは、  
きっぱり断りましょう～



高齢者を狙った詐欺や消費者トラブルは後を絶ちません。きっかけは電話だったというケースが多くみられます。トラブルに巻き込まれないために、気を付けたいポイントを紹介します。

### <お金の話題が出たら要注意>

「オレオレ詐欺」「還付金詐欺」など、詐欺師は手口をどんどん変えて、言葉巧みに電話を掛けてきます。誰かにお金を渡す話やお金をもらえる話のときでも、すぐに行動せず家族などに相談しましょう。

「今日で締め切り」は詐欺師の常とう文句です。落ち着いて考えさせないようにするためです。そのようなときは電話を一旦切りましょう。

### <「安くなる」の言葉を安易に信じない>

「電話代が安くなる」と勧誘され、内容を理解しないまま契約し、申込書や請求書が届き、他社との契約になっていた、料金が高くなっていたりしたことが分かり、相談する人もいます。よく分からないときは「すぐに契約しない」が鉄則です。

### <きっぱり断ることが大事>

契約する意思がないときは、はっきり「契約しません」と伝えることが大事です。「お金がない」「忙しい」「家族がいないから」と言うことで、穏便に断っているつもりかもしれませんが、これでは断っていることになりません。

話をすると相手のペースに乗せられる心配があるときは、ナンバーディスプレイを活用し、相手が誰であるかを確認したり、留守番電話設定を使ったりして、すぐに電話を取らないようにすると、勧誘業者と話す機会が激減します。固定電話を解約し、携帯電話のみにするのも一つの方法です。

図 市立消費生活センター（☎828・0397）

